

令和6年6月25日招集

令和6年 第6回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

令和6年第6回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和6年第6回東根市農業委員会定例総会を東根市役所 401・402 会議室に招集した。

1. 令和6年6月25日（火） 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（18名）

1番	清野周治	2番	元木太志	3番	大江弘哉
4番	留場美佐	5番	仲野孝藏	6番	山科幸子
7番	永瀬清一	8番	石山一穂	9番	栗原洋幸
10番	芦野繁美	11番	阿部昇	13番	大江正好
14番	加藤友英	15番	中谷裕	16番	高橋浩一
17番	東海林光輝	18番	門脇功	19番	菅原繁治

1. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報第7号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第 5 議第41号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第 6 議第42号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第 7 議第43号 事業計画変更承認申請について
- 第 8 議第44号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第 9 議第45号 農用地利用集積計画について
- 第 10 議第46号 東根農業振興地域整備計画の変更について

- 第 11 農地あっせん委員会の報告
- 第 12 農地転用委員会の報告
- 第 13 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

農業委員会事務局長	深瀬 忠	農政主査兼係長	高橋 範一
農地係長	後藤 美智子	主任	杉浦 ひとみ

1. 議 長 農業委員会会長 菅 原 繁 治

1. 議事の顛末

【議長】

只今から、令和6年第6回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届出ありました委員は、12番寒河江一浩委員であります。

従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

13番 大江正好委員、14番 加藤友英委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定であります。お諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第5回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第7号農地賃貸借契約の合意解約についてから、日程第10、議第46号東根農業振興地域整備計画の変更についてまでの、1報告と6案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。深瀬事務局長、お願いします。

【深瀬事務局長】

令和6年、第6回東根市農業委員会定例総会、議案書に基づき、その内容について、ご説明いたします。1頁をお開き下さい。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は1件です。

報第7号 農地賃貸借契約の合意解約について

農地法第18条第6項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約については、同条第1項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、

本会に報告するものであります。2 頁をお開き下さい。

農地賃貸借契約の合意解約関係

受付番号 79 番 土地の所在：大字蟹沢字西●●●●、地目、登記簿：田、現況：畑、地積：1,164 m²。賃貸人住所氏名：東根市大字蟹沢●●●● ●●●●、賃借人住所氏名：東根市大字蟹沢●●●● ●●●●、解約後の利用：貸人が耕作となります。

3 頁をお開き下さい。

今月の農地法第3条の許可申請は、3 件です。

議第 41 号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものであります。4 頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、所有権移転

受付番号 83 番 土地の所在：大字東根元東根字津河●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：245 m²。譲渡人住所氏名：東根市本丸東●●●● ●●●●。事由：高齢化による経営縮小 経営面積：719 a。譲受人住所氏名：東根市本丸東●●●● ●●●●、事由：経営規模拡大 経営面積：245 a であります。

以下、受付番号 84 番及び 85 番の2 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。5 頁をお開き下さい。

今月の農地法第4条の許可申請は、1 件です。

議第 42 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

農地法第4条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。6 頁をお開き下さい。

農地法第4条第1項の規定による、許可申請関係

受付番号 5 番 土地の所在：大字蟹沢字三本檀●●●●、地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：192 m²ほか3 筆。申請人住所氏名：村山市楯岡荒町一丁目●●●● ●●●●、職業：農業、転用後の主要目的：長屋住宅、駐輪場、物置、駐車場、ボンベ庫、宅配 BOX、ごみ置き場、通路他で、所要面積計が 1,079.64 m²備考として、実測面積、併用地有があります。

農地法第4条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。7 頁をお開き下さい。

今月の事業計画変更承認申請は、3 件であります。

議第 43 号 事業計画変更承認申請について

別紙土地に係る、事業計画変更承認申請があったので、「農地転用許可後の転用事業の促

進等に関する事務処理について」昭和 51 年 9 月 30 日付け 51 構改 B 第 1939 号農林省構造改善局長通知、に該当するので、本会の意見を求めるものであります。8 頁をお開き下さい。

事業計画変更承認申請関係

受付番号 2 番、当初計画者住所氏名：天童市糠塚二丁目 2 番 1 号 有限会社弘栄不動産 代表取締役 川口隆。承継者住所氏名：天童市糠塚二丁目 2 番 1 号 有限会社弘栄不動産 代表取締役 川口隆。承認を受ける土地の所在：大字六田字西浦●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：231 m²ほか 15 筆。用途：当初 宅地分譲、変更後 宅地分譲となります。

以下、受付番号 3 番及び 4 番の 2 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

事業計画変更総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。10 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 5 条の許可申請は、10 件です。

議第 44 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

農地法第 5 条第 1 項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。11 頁をお開き下さい。

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請関係

受付番号 27 番 土地の所在：三日町一丁目●●●●、地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：480 m²、譲渡人住所氏名：神奈川県相模原市南区若松三丁目●●●● ●●●● 職業：会社員。譲受人住所氏名：天童市東本町一丁目 15 番 18 号 みずほビルⅦ みずほ開発有限会社代表取締役 石山明 職業：不動産業、転用後の主要目的：宅地分譲、所要面積計が 479.31 m²備考として所有権移転 実測面積であります。

以下、受付番号 25 番から 16 頁の受付番号 36 番までの 9 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第 5 条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。17 頁をお開き下さい。

ただいま説明いたしました、農地法第 4 条、第 5 条及び事業計画変更承認申請の申請箇所を示す、位置図でありますので、参考にして下さい。18 頁をお開き下さい。

今月の農用地利用集積計画案件は、13 計画です。

議第 45 号 農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法、第 18 条第 1 項の規定に基づく、別紙土地に係る東根市農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。19 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、所有権移転です。

受付番号 43 番 土地の所在：大字野川字下向●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：6,198 m²ほか 12 筆。売人住所氏名：東根市本丸北一丁目●●●● ●●●●
買人住所氏名：東根市大字関山 332 番地の 1 有限会社安達農園 代表取締役 熊沢儀行。
利用目的：樹園地として利用、移転時期：令和 6 年 6 月 25 日、対価、総額：550,000 円、
支払方法：現金、支払期限：令和 6 年 7 月 25 日、引き渡し時期：令和 6 年 7 月 26 日、買人の耕作面積は 71 a であります。

農用地利用集積計画総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。20 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定です。

受付番号 223 番 土地の所在：大字東根元東根字上江●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：3,073 m²。貸人住所氏名：神奈川県川崎市麻生区東百合丘四丁目●●●● ●●●●、東根市本丸北一丁目●●●● ●●●●。借人住所氏名：東根市六田二丁目●●●● ●●●●。種類：賃貸借権設定、利用目的：水田として利用、始期：令和 6 年 6 月 25 日、終期：令和 16 年 6 月 24 日、賃借料：10 a あたり 11,715 円、10 年新規、借人の耕作面積は 954 a であります。

以下、受付番号 224 番から 21 頁の受付番号 234 番までの 11 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。22 頁をお開き下さい。

議第 46 号、東根農業振興地域整備計画の変更について

別紙、土地に係る東根農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定に基づき、本会の意見を求めるものであります。

23 頁をお開き下さい。

東根農業振興地域整備計画変更内容

農用地区域除外 5 件、面積：3,695.02 m² となります。

No. 1、中央四丁目●●●●。台帳地目：畑、現況地目：樹園地、用途区分：農地、面積：1,032 m²。所有者：●●●●、申出者：株式会社小田島不動産 代表取締役 原谷洋一、事業計画：建築条件付き売買予定地。

以下 No. 2 から No. 5 までの 4 件については、記載のとおりですので説明を省略させていただきます。24 頁をお開き下さい。

只今ご説明しました農振除外申請箇所の位置図となります。

また、25 頁から 35 頁が、申請地毎の案内図及び字切図となりますので、参考にさせていただ

きたいと思います。

以上で、報告案件 1 件と、議案 6 件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

【議長】

次に日程第 11、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。
5 番仲野孝藏農地あっせん委員会委員長。

【5 番仲野孝藏農地あっせん委員会委員長】

はい、5 番仲野です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を 6 月 18 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。このたび、提案されました議題は、農地法第 3 条による所有権移転の許可申請 3 件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る 6 月 14 日実施の、事務局による現地調査、さらに、提案された関係地区の、農地あっせん委員による現地調査結果をもとに慎重に審査を行いました。

はじめに、所有権移転の許可申請についてですが、

受付番号 83 番から 85 番までの申請事由は、経営規模拡大となります。

いずれの案件も、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべてみたしており、正当であるとの意見の一致をみております。

以上が、農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

次に、日程第 12、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。
8 番、石山一穂農地転用委員会委員長。

【8 番石山一穂農地転用委員会委員長】

はい、8 番石山です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を 6 月 18 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。このたび、提案されました議題は、事業計画変更承認申請 3 件、農地法第 4 条による許可申請 1 件、農地法第 5 条による許可申請 10 件、東根農業振興地域整備計画の変更 5 件についてであります。

転用許可申請関係案件については、去る 6 月 14 日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに、事業計画変更承認申請についてですが、

受付番号 2 番については、分譲用宅地を整備するものとして 5 条許可を受けたのですが、土地改良区の暗渠の扱いに関して調整が難航し、事業が停止していたものです。この度、事業者と土地改良区の間で合意に至り、それに合わせ計画規模を拡大するものであります。

受付番号 3 番については、当初、資材置場を整備するものとして 5 条許可を受けたのですが、計画がとん挫しておりました。この度、分譲用宅地を整備する事業者が、承継人となるものであります。

受付番号 4 番については、当初、申請人の一般住宅を整備するものとして 5 条許可を受けたのですが、計画がとん挫した事から、新たな承継人が、一般住宅を整備するものであります。

次に、農地法第 4 条申請についての農地区分、及び、立地基準の判断であります、
受付番号 5 番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となりますが、長屋住宅を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第 2 の 1 の(2)のエの(ア) b (c)」に該当
次に、農地法第 5 条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります、
受付番号 27 番から 29 番、及び 34 番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となりますが、分譲用宅地を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第 2 の 1 の(1)のエの(ア) b (c)」に該当
受付番号 30 番から 33 番及び 35 番については、農地の規模が 10ha 以上の区域にあるため第一種農地となりますが、集落に接続して、受付番号 30 番から 33 番は長屋住宅、受付番号 35 番は一般住宅を整備するものであります。

農地区分(第一種農地)「第 2 の 1 の(1)のイの(ア) a」に該当
立地基準(第一種農地)「第 2 の 1 の(1)のイの(イ) c (e)」に該当
受付番号 36 番については、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道区域でかつ、申請地から概ね 500m 以内に 2 つ以上の教育施設、医療施設があることから第三種農地となりますが、長屋住宅を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第 2 の 1 の(1)のエの(ア) a (a)」に該当
以上を踏まえ、許可基準に留意し、各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

次に、「東根農業振興地域整備計画の変更」についてであります、農用地区域除外の 5 件につきまして農地転用案件と同様に事務局及び当番委員による現地調査を基に内容を慎重審議した結果、

申請番号 1 番については、東根市役所を中心とする半径 500m から最大 1 km までの区域内宅地率が、40% となる区域内に建築条件付き売買予定地、

申請番号 2 番及び 4 番については、さくらんぼ東根駅を中心とする半径 500m から最大 1 km までの区域内宅地率が、40% となる区域内に、申請番号 2 番は一般住宅、申請番号 4 番は建築条件付き売買予定地、

申請番号 3 番については、隣接敷地の面積の 2 分の 1 以内で倉庫及び駐車場、

申請番号 5 番については、集落に接続して長屋住宅を整備するものであります。いずれの申請につきましても同意することについて、やむを得ないとの意見の一致をみたところであります。

以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び、農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第 13、地区委員会の開会及び報告についてであります。お諮りいたします。

ただいまから、15 分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。15 分をめぐに、地区委員会の開会をお願いいたします。

ここで、暫時休憩いたします。

(地区委員会及び休憩)

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

【6 番 山科幸子委員】

東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、
議第 41 号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、」
労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 42 号、43 号及び 44 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可
基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみ
ました。

議第 45 号については、水田及び畑として利用するものであり、農作業に常時従事し、効
率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件
を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第 46 号については、農地転用委員会の報告と同様、要件を満たしており、やむを得な
いと認め、同意することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

【4 番留場美佐委員】

東郷・高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第 41 号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、
労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみまし
た。

議第 45 号については、畑及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、
効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要
件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

【7 番永瀬清一委員】

大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第 43 号及び 44 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満
たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 45 号については、水田として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に

利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第 46 号については、農地転用委員会の報告と同様、要件を満たしており、やむを得ないと認め、同意することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

報第 7 号、農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますのでご了承願います。

それでは、議第 41 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 42 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 43 号、事業計画変更承認申請について、議第 44 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 45 号農用地利用集積計画について、議第 46 号東根農業振興地域整備計画の変更について、以上 6 案件について一括して採決致します。

お諮りいたします。

議第 41 号から議第 46 号までについて、農地あっせん委員会、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり、許可すること、許可相当との意見を付すること、承認相当との意見を付すること、決定すること、同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 41 号から議第 46 号までについて、許可すること、許可相当との意見を付すること、承認相当との意見を付すること、決定すること、同意することに決しました。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和 6 年第 6 回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

午前 10 時 40 分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員